電子提供措置の開始日 2026年11月26日

# 第８回定時株主総会
# その他の電子提供措置事項
# （交付書面省略事項）

事業報告
- 企業集団の現況に関する事項
  - 事業の経過及び成果
  - 対処すべき課題
  - 財産及び損益の状況の推移
  - 主要な事業内容
  - 主要な営業所
  - 従業員の状況
  - 主要な借入先
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類
- 連結財政状態計算書
- 連結損益計算書
- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

株式会社クオンツ総研ホールディングス

# 事業報告

## 1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、継続的な賃上げによる所得環境の改善や個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、日本銀行の金融政策変更に伴う「金利のある世界」への本格的な移行、依然として予断を許さない地政学的リスクや米国の通商政策による不確実性など、先行きについては慎重な見極めを要する状況が続いております。

当社グループの主要な事業ドメインである日本国内の中小企業によるＭ＆Ａ市場は、経営者の高齢化及び後継者不在問題が構造的な課題として継続するなか、行政による事業承継支援策の後押しもあり、有効な経営手段の一つとして広く定着し、需要は堅調に推移しております。当社グループは１社でも多くの企業の事業承継を支援すべく、ＡＩマッチングアルゴリズムの高度化や業務のＤＸ推進を通じ、効率的なＭ＆Ａの実現に取り組んでおります。あわせて、シンガポール現地法人を拠点とした海外案件の獲得体制の強化にも継続して取り組んでおります。

また、2023年３月にホールディングス体制に移行し、Ｍ＆Ａ仲介事業以外にも業容を拡大させております。2023年10月に設立したコンサルティング事業を担う株式会社クオンツ・コンサルティングに加え、2025年１月にはオペレーティング・リース事業を推進する株式会社総研リースを設立し、新たな事業ドメインの確立によるポートフォリオの拡充を図っております。既存事業で生み出した安定的なキャッシュ・フローを原資に新規事業への投資を行うことで、中長期的な収益の柱を育成し、そこから生み出される利益が次なる成長投資を可能にする、グループ全体での持続的な成長サイクルの実現を目指しております。

このような事業環境下において、当社グループは着実にＭ＆Ａ仲介案件を進捗させ、成約件数は248件と堅調に推移しました。また、コンサルティング事業においてはコンサルタント数が319名まで増加しており、体制拡充に伴う事業規模の拡大が進んでおります。

この結果、当連結会計年度における売上収益は22,492,778千円（前期比35.5％増）、営業利益は6,608,933千円（前期比38.3％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は4,132,107千円（前期比50.4％増）となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より国際会計基準（以下IFRS会計基準という。）を適用しており、前連結会計年度の数値はIFRSに組み替えて表示しております。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは従来、「Ｍ＆Ａ仲介事業」及び「コンサルティング事業」を

報告セグメントとし、報告セグメントに含まれない事業セグメントであるオペレーティング・リース事業及び資産運用コンサルティング事業を「その他」の区分に表示しておりましたが、当該オペレーティング・リース事業が規模拡大に伴い経営上の重要性が増したことから、当連結会計年度より独立した報告セグメント「オペレーティング・リース事業」として区分する方法に変更いたしました。

なお、前連結会計年度との対比については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成した組替後の数値としております。

（M&A仲介）

M&A仲介事業におきましては、着実にM&A仲介案件を進捗させた結果、成約件数は248件となっております。

この結果、売上収益は18,177,650千円（前期比20.0%増）、セグメント利益は7,822,408千円（前期比34.6%増）となりました。

（コンサルティング）

コンサルティング事業におきましては、旺盛なクライアント需要を背景に売上収益は順調に推移いたしました。

一方で、今後の更なる事業拡大を見据え、優秀なコンサルタント人材の獲得に向けた採用活動を積極的に推進しており、コンサルタント数が319名まで増加しております。

この結果、売上収益は3,806,506千円（前期比162.2%増）、セグメント損失は1,173,311千円（前期は776,737千円のセグメント損失）となりました。

（オペレーティング・リース）

オペレーティング・リース事業におきましては、日本型オペレーティング・リース（以下「JOLCO」という。）の販売を開始いたしました。また、航空機のリース収益が発生しております。

この結果、売上収益は508,621千円（前期は4,500千円）、セグメント損失は45,279千円（前期は66,174千円のセグメント損失）となりました。

（その他）

その他につきましては、資産運用コンサルティング事業であり、当連結会計年度及び前年同期ともに売上収益は発生せず、セグメント損失は12,726千円（前期は67,088千円のセグメント損失）となりました。

なお、当該事業を営む株式会社資産運用コンサルティングは、当連結会計年度において清算手続を結了しております。

(2) 対処すべき課題

①M＆Aアドバイザーの積極的採用

多くの経営者様からの多様なM＆Aニーズにお応えするため、当社グループの成長を牽引する優秀なM＆Aアドバイザーの積極的な採用を継続してまいります。人員の拡充を進めるとともに、一人のアドバイザーが抱える案件が過多とならないよう適正な進捗・案件管理を徹底いたします。これにより、アドバイザーが顧客企業と向き合う時間を十分に確保し、経営者様の不安を払拭して強固な信頼関係を構築することで、成約件数および成約率のさらなる向上を目指してまいります。

②品質管理及び情報管理

業容拡大に伴いM＆Aのディールが進行している案件数が増加しているため、全案件の状況を適時に把握し、サービス品質を維持する体制の構築に取り組んでまいります。また、当社グループは多くの企業の機密情報を預かるため、人員増加局面において情報漏洩やデータの紛失等の事故が起きないように社内の管理体制を強固にする必要があると認識しております。情報管理規程の徹底に加え、運用状況を内部監査により詳細に確認することにより対処してまいります。

③組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と社内教育を行ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

IFRS

| 区分 | 第６期<br>2024年９月期 | 第７期<br>2025年９月期 | 第８期<br>(当連結会計年度)<br>2026年９月期 |
|---|---|---|---|
| 売上収益 | 16,549,607 千円 | 16,602,585 千円 | 22,492,778 千円 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 5,658,421 千円 | 2,747,339 千円 | 4,132,107 千円 |
| 基本的１株当たり当期利益 | 96.60 円 | 47.97 円 | 78.07 円 |
| 資産合計 | 12,523,996 千円 | 8,123,119 千円 | 15,548,773 千円 |
| 資本合計 | 8,913,483 千円 | 5,104,573 千円 | 5,254,372 千円 |
| １株当たり親会社所有者帰属持分 | 152.70 円 | 94.44 円 | 103.65 円 |

(注) 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第６期及び第７期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

日本基準

| 区分 | 第５期<br>2023年９月期 | 第６期<br>2024年９月期 | 第７期<br>2025年９月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 8,642,517 千円 | 16,549,607 千円 | 16,602,585 千円 |
| 経常利益 | 4,484,500 千円 | 8,405,617 千円 | 4,970,895 千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,646,864 千円 | 5,788,644 千円 | 2,894,372 千円 |
| １株当たり当期純利益 | 45.89 円 | 98.82 円 | 50.54 円 |
| 総資産 | 8,327,462 千円 | 11,999,875 千円 | 7,292,944 千円 |
| 純資産 | 5,599,632 千円 | 9,019,149 千円 | 5,320,478 千円 |
| １株当たり純資産額 | 96.56 円 | 154.42 円 | 97.48 円 |

（注）１．当社は、2023年７月13日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

２．当事業年度末における当社の純資産額は、子会社への貸付金に対して貸倒引当金を計上した影響により、一時的な債務超過となっております。しかしながら、当該処理はグループ内部の取引に起因するものであり、連結における財政状態は健全であるため、当社グループの事業運営及び資金繰りに与える影響は軽微であります。なお、当該債務超過は、翌事業年度における子会社からの配当により解消する見込みです。

(4) 主要な事業内容

| 事業 | 事業内容 |
|---|---|
| M&A仲介 | ・ＡＩマッチングアルゴリズムを用いたM&A仲介サービスの提供<br>・M&Aプラットフォームの運営 |
| コンサルティング | ・コンサルティング事業 |
| オペレーティング・リース | ・オペレーティング・リース事業 |
| その他 | ・資産運用コンサルティング事業 |

(5) 主要な営業所（2026年９月30日現在）

①当社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都千代田区丸の内１－８－１　丸の内トラストタワーN館18Ｆ |

②子会社

| 会社名 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 株式会社M&A総合研究所 | 本社 | 東京都千代田区丸の内１－８－１ 丸の内トラストタワーN館18F |
| | 札幌オフィス | 北海道札幌市中央区北２条西３－１－29 タケサトビル３F |
| | 仙台オフィス | 宮城県仙台市青葉区中央４－４－19 アーバンネット仙台中央ビル３F |
| | 高崎オフィス | 群馬県高崎市栄町３－11 高崎バナーズビル５F |
| | 大阪オフィス | 大阪府大阪市北区大深町３－１ グランフロント大阪タワーB13F |
| | 名古屋オフィス | 愛知県名古屋市中村区名駅南１-24-20 名古屋三井ビルディング新館９F |
| | 福岡オフィス | 福岡県福岡市中央区天神１－12－14 紙与渡辺ビル４F |
| 株式会社クオンツ・コンサルティング | 本社 | 東京都千代田区丸の内１－８－１ 丸の内トラストタワーN館18F |
| | 愛宕オフィス | 東京都港区愛宕２－５－１ 愛宕グリーンヒルズMORIタワー11F |
| | 芝公園オフィス | 東京都港区芝公園３－１－38 芝公園三丁目ビル２F |
| M&A Research Institute Singapore Pte. Ltd. | 本社 | 10 Anson Road, Floor Level 5,International Plaza, Singapore |
| 株式会社総研リース | 本社 | 東京都千代田区丸の内１－８－１ 丸の内トラストタワーN館18F |

（注）１．仙台オフィスは、2026年２月に新規開設しております。
２．沖縄オフィスは、2026年９月に閉鎖しております。
３．愛宕オフィスは、2025年12月に東京都中央区日本橋茅場町１－８－３ＪＰ茅場町ビル７Ｆより移転しております。
４．芝公園オフィスは、2026年８月に新規開設しております。

（6）従業員の状況（2026年９月30日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 830名 | 140名増 |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

（7）主要な借入先（2026年９月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| シンジケートローン | 2,999,200千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,500,000千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 5,355千円 |

（注）シンジケートローンは株式会社三井住友銀行を主幹事とするその他４社からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　　70,000,000株
（2）発行済株式の総数　　50,695,447株（自己株式23株を含む）
（3）株主数　　12,325名
（4）大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 佐上　峻作 | 31,328 | 61.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,686 | 3.3 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT B ACCOUNT | 1,329 | 2.6 |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 1,251 | 2.5 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 902 | 1.8 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 739 | 1.5 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 635 | 1.3 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 449 | 0.9 |
| BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR ARCUS FUND SICAV - ARCUS JAPAN FUND | 406 | 0.8 |
| 辻　亮人 | 313 | 0.6 |

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、下記のとおり実施しました。

| | |
|---|---|
| (a) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (b) 取得した株式の総数 | 3,876,500株 |
| (c) 株式の取得価額の総額 | 3,799,974,900円 |
| (d) 取得期間 | 2026年５月18日から2026年６月22日まで |
| (e) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

②自己株式の消却

当社は、2026年７月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議し、以下のとおり消却いたしました。

| | |
|---|---|
| (a) 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (b) 消却した株式の数 | 3,405,888株 |
| (c) 株式の消却額 | 3,356,067,514円 |
| (d) 消却した日 | 2026年７月31日 |

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

| 名称 | | 第１回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2020年９月25日 |
| 新株予約権の数 | | 307個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式1,381,500株<br>（新株予約権１個につき4,500株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 193,500円<br>（１株当たり43円） |
| 権利行使期間 | | 2022年９月26日から<br>2030年９月17日まで |
| 行使の条件 | | （注）１、２ |
| 役員の保有状況 | 取締役 | 15個（１名） |
| | 社外取締役 | － |

（注）1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 2021年１月12日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割及び2022年３月16日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割並びに2023年７月13日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

| 名称 | | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年10月25日 |
| 新株予約権の数 | | 216,186個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式1,945,674株<br>（新株予約権１個につき９株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり　1,089円<br>（１株当たり121円） |
| 権利行使期間 | | 2023年10月26日から<br>2031年10月15日まで |
| 行使の条件 | | （注）１、２ |
| 役員の保有状況 | 取締役 | 3,696個（２名） |
| | 社外取締役 | － |

（注）1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 2022年３月16日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割及び2023年７月13日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

（2）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

①取締役との責任限定契約

当社は取締役水谷亮、取締役上山亨、及び取締役青木美佳との間において、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

②監査役との責任限定契約

当社は、監査役岡本尚樹、監査役東陽亮、及び監査役熊澤誠との間において、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 水谷　亮 | Beyond X㈱　代表取締役<br>three㈱　代表取締役<br>㈱M&A総合研究所　取締役 |
| 社外取締役 | 上山　亨 | カケルパートナーズ(同)　代表社員<br>HEROZ㈱　取締役（監査等委員）<br>㈱いつも　取締役（監査等委員）<br>㈱ジーデップ・アドバンス 社外取締役<br>㈱アルファパーチェス　社外取締役<br>㈱M&A総合研究所　取締役 |
| 社外取締役 | 青木　美佳 | 東京簡易裁判所民事調停官（非常勤裁判官）<br>宇賀神国際法律事務所　パートナー<br>㈱ビタブリッドジャパン　社外監査役<br>日本弁護士連合会広報室嘱託<br>㈱M&A総合研究所　取締役 |
| 社外監査役 | 岡本　尚樹 | ㈱M&A総合研究所　監査役 |
| 社外監査役 | 東　陽亮 | 東陽亮公認会計士事務所　代表<br>㈱M&A総合研究所　監査役 |
| 社外監査役 | 熊澤　誠 | 新幸総合法律事務所　共同代表<br>令和ディベロッパー㈱　社外取締役<br>まん福ホールディングス㈱　社外監査役<br>㈱M&A総合研究所　監査役 |

（注）株式会社M＆A総合研究所は当社の100％子会社であります。同社以外の会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 水谷　亮 | 当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験・知見を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外取締役 | 上山　亨 | 当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験・知見を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外取締役 | 青木　美佳 | 当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 岡本　尚樹 | 当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 東　陽亮 | 当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 熊澤　誠 | 当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 65,500 千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65,500 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制等の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
・個人情報保護規程、情報システム管理規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が代表取締役社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社に対し、経営指導契約に基づく経営指導を行い「子会社管理規程」に基づく各種報告を求める。
・グループ会社に対し、経営指導契約に基づく経営管理を行うとともに「子会社管

理規程」に基づきリスクを把握・評価の上、事業計画に反映し、リスクの統制を行う。
・グループ会社に対し、経営指導契約又は「子会社管理規程」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、グループ各社における職務執行の効率化を図る。
・グループ会社に対し、継続的教育活動として、コンプライアンス関連の情報配信を行う。
・グループ会社に対し、公益通報制度としてホットラインの導入を要求し、必要に応じて指導等を行う。
・グループ会社に対し、経営指導契約又は「子会社管理規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的に内部監査を実施し必要に応じて指導等を行う。

f　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。さらに、監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

h　監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

i　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

a 取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適正を確保し、取締役の職務執行の効率性を維持しつつ、適正性を高めるため、社外取締役を３名選任しております。

b 監査役会は13回開催され、全員が社外監査役により構成されており、全監査役が全ての監査役会に出席しております。

c 当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長の佐上峻作が委員長となり、４名の委員で構成されており、必要に応じて開催する方針としております。

d 当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長、取締役会及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。剰余金の配当等につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化に向けた成長投資と利益還元のバランスを意識し、持続的な企業価値の最大化を図りつつ、配当性向10%を基準として安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、当社の完全子会社である株式会社クオンツ・コンサルティングに対する貸付金に係る貸倒引当金繰入額を個別決算に計上したこと等に伴う財務状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、期末配当につきましては実施を見送ることといたしました。

また、当期においては、2026年５月18日から2026年６月22日の期間中に、自己株式3,876千株を3,799,974千円にて取得いたしました。

～～～

# 連結財政状態計算書

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **7,675,998** | **流動負債** | **7,658,600** |
| 現金及び現金同等物 | 6,302,804 | 営業債務及びその他の債務 | 454,281 |
| 営業債権及びその他の債権 | 964,756 | 借入金 | 2,839,755 |
| 未収法人所得税 | 23,722 | リース負債 | 506,684 |
| その他の金融資産 | 137,528 | 未払法人所得税 | 1,660,822 |
| その他の流動資産 | 247,185 | 未払消費税 | 523,324 |
| **非流動資産** | **7,872,775** | その他の流動負債 | 1,673,732 |
| 有形固定資産 | 5,211,553 | **非流動負債** | **2,635,800** |
| 使用権資産 | 1,408,266 | 借入金 | 1,655,646 |
| 無形資産 | 280 | リース負債 | 881,783 |
| その他の金融資産 | 897,719 | 引当金 | 98,370 |
| 繰延税金資産 | 344,561 | **負債合計** | **10,294,400** |
| その他の非流動資産 | 10,393 | **（資本の部）** | |
| | | **親会社の所有者に帰属する持分** | **5,254,372** |
| | | **資本金** | 50,000 |
| | | **資本剰余金** | 1,162,305 |
| | | **利益剰余金** | 4,006,454 |
| | | **自己株式** | △25 |
| | | **その他の資本の構成要素** | 35,637 |
| | | **資本合計** | **5,254,372** |
| **資産合計** | **15,548,773** | **負債及び資本合計** | **15,548,773** |

# 連結損益計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 売上収益 | 22,492,778 |
| 売上原価 | 9,825,170 |
| 売上総利益 | 12,667,607 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,068,077 |
| その他の収益 | 35,931 |
| その他の費用 | 26,527 |
| 営業利益 | 6,608,933 |
| 金融収益 | 55,805 |
| 金融費用 | 87,625 |
| 税引前当期利益 | 6,577,114 |
| 法人所得税費用 | 2,445,006 |
| 当期利益 | 4,132,107 |
| | |
| 当期利益の帰属 | |
| 　親会社の所有者 | 4,132,107 |
| 当期利益 | 4,132,107 |

# 連結持分変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 |
| 2025年10月１日 | 50,000 | 1,158,818 | 3,968,448 | △75,250 |
| 当期利益 | － | － | 4,132,107 | － |
| その他の包括利益 | － | － | － | － |
| 当期包括利益 | － | － | 4,132,107 | － |
| 剰余金の配当 | － | － | △270,253 | － |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △3,800,044 |
| 自己株式の処分（新株予約権の行使） | － | △467,779 | － | 519,202 |
| 自己株式の消却 | － | △3,356,067 | － | 3,356,067 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | － | 3,823,847 | △3,823,847 | － |
| 株式報酬 | － | 3,487 | － | － |
| 所有者との取引額等合計 | － | 3,487 | △4,094,100 | 75,225 |
| 2026年９月30日 | 50,000 | 1,162,305 | 4,006,454 | △25 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他の資本の構成要素 | | | 合計 | |
| | その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動 | 在外営業活動体の換算差額 | 合計 | | |
| 2025年10月１日 | － | 2,556 | 2,556 | 5,104,573 | 5,104,573 |
| 当期利益 | － | － | － | 4,132,107 | 4,132,107 |
| その他の包括利益 | 35,502 | △2,421 | 33,080 | 33,080 | 33,080 |
| 当期包括利益 | 35,502 | △2,421 | 33,080 | 4,165,187 | 4,165,187 |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △270,253 | △270,253 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △3,800,044 | △3,800,044 |
| 自己株式の処分（新株予約権の行使） | － | － | － | 51,422 | 51,422 |
| 自己株式の消却 | － | － | － | － | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | － | － | － | － | － |
| 株式報酬 | － | － | － | 3,487 | 3,487 |
| 所有者との取引額等合計 | － | － | － | △4,015,388 | △4,015,388 |
| 2026年９月30日 | 35,502 | 134 | 35,637 | 5,254,372 | 5,254,372 |

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示事項の一部を省略しております。

2．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　10社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社Ｍ＆Ａ総合研究所、株式会社クオンツ・コンサルティング、
株式会社総研リース、M&A Research Institute Singapore Pte. Ltd.

連結子会社であった株式会社資産運用コンサルティングは、当連結会計年度において清算手続を結了したことにより、連結子会社から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 非連結子会社の名称等

株式会社SLIS第１号、株式会社SLIS第２号、株式会社SLIA第１号、
株式会社SLIA第２号、株式会社SLIC第１号、SLIS-MHL1 Inc.、SLIS-MLT1 LTD.

当社グループは、複数のストラクチャード・エンティティ（SPC）を利用しております。SPCに対する匿名組合出資持分を一時的に保有することがありますが、実質的にこれらを支配する者には該当しないと判定し、連結の範囲には含めておりません。

3．重要性がある会計方針

(1) 金融商品

①非デリバティブ金融資産

(a)当初認識及び測定

当社グループは、営業債権を、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき履行義務を充足し、対価に対する無条件の権利を取得した時点で当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(ⅰ)償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ⅱ)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(ⅲ)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりに測定しております。

(ⅰ)償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ⅱ)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(ⅲ)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(ｃ)金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと報告日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。

発行者又は債務者の重大な財政的困難、契約上の支払期日から相応の期間が経過した場合など、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

ただし、重大な金融要素を含まない営業債権及び契約資産については、常に、

貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を金融資産の帳簿価額から直接償却しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(d)認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②非デリバティブ金融負債

(a)当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、その発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b)事後測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(c)認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(2) 有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 1～15年 |
| 工具器具及び備品 | 1～15年 |
| 航空機 | 10年 |

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(3) リース

契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

①借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しており、当該取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領したリース・インセンティブを控除して測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法により減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、追加借入利子率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第６項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

また、実務上の便法として、非リース構成部分をリース構成部分と区分せず、リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処

理することを選択しております。

②貸手としてのリース

リースはオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。リースがファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかは、契約の形式ではなく取引の実質に応じて判定しております。

当社グループが所有する航空機のオペレーティング・リースに係るリース料収益は、リース期間にわたり定額法により認識しております。また、リース契約締結に際して発生した初期直接コストについては、対象資産の帳簿価額に加算し、リース期間にわたり収益に対応させる形で定額法により費用処理しております。

(4) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産は、報告期間の末日ごとに減損している可能性を示す兆候があるか否かを判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

個別資産について、回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産、資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、最初に、当該資金生成単位に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分により、当該単位の中の他の資産に配分しております。

資産の減損損失については、報告期間の末日ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失の戻入れについては、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却

費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。

(5) 引当金

過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的義務を現在の負債として負っており、当該義務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

引当金は、報告期間の末日における現在の義務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、引当金の主な内容は以下のとおりです。

資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。当該資産除去債務は、使用見込期間等を基礎として見積もっております。

(6) 従業員給付

①確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

②短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的義務又は推定的義務を負っており、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

(7) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、ストック・オプション制度を採用しており、持分決済型として会計処理しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストッ

ク・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。なお、信託を通じて当社の新株予約権を交付する制度については、同信託が有する当社の新株予約権は取得原価により資本から控除しております。

(8) 売上収益

当社グループは、IFRS第16号「リース」に基づくリース収入を除いて、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した役務を顧客に提供し、顧客が当該役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し等を控除後の金額で測定しております。

ステップ１：契約の識別

ステップ２：履行義務の識別

ステップ３：取引価格の算定

ステップ４：履行義務への取引価格の配分

ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、報告セグメントであるＭ＆Ａ仲介事業、コンサルティング事業及びオペレーティング・リース事業から収益を認識しております。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、それぞれ以下のとおりです。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

①Ｍ＆Ａ仲介事業

Ｍ＆Ａ仲介事業では、主としてアドバイザリー契約に基づき行う株式譲渡・事業譲渡の成立までのアドバイザリー業務を完了させる履行義務を負っていることから、中間報酬については、譲渡企業と譲受企業の間で基本合意(独占交渉権の付与等を含む)がなされた時点で、成約報酬については、譲渡企業と譲受企業の間で締結された株式譲渡の最終契約に基づく、譲渡対象物(株式等)の引渡しが実行された時点で収益を認識しております。

②コンサルティング事業

コンサルティング事業では、主として業務委託契約に基づき行うコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との間で合意した履行義務に応じて、一定期間にわたり役務を提供するものは当該業務委託期間にわたり収益を認識し、契約等に定められた成果物を提供するものは引き渡した成果物が検収さ

れた時点で収益を認識しております。

③オペレーティング・リース事業
　オペレーティング・リース事業では、主として船舶等を対象とした日本型オペレーティング・リース（JOLCO）の案件組成に係るアレンジメント業務等の履行義務を負っております。当該業務に伴い受領するアレンジメント報酬については、組成した案件に対して投資家が出資をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(9)　外貨換算
①外貨建取引
　外貨建取引については、当初認識時に取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は決算日レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しております。
　貨幣性項目の為替差額は、発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、当該為替差額もその他の包括利益に認識しております。

②在外営業活動体
　在外営業活動体の資産及び負債については決算日レート、収益及び費用は、当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均レートを用いて換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。
　その他の包括利益に認識され資本に累積されていた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

## 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
　繰延税金資産　344,561千円

2．その他見積りの内容に関する理解に資する情報
　当社グループの繰延税金資産は、将来の課税所得が生じると見込まれる範囲に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び

金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり実施している見積りは合理的であると判断しております。なお、見積りの基礎となる仮定は、当連結会計年度の成約件数や直近の受託残高等から最新の見通しを用いております。

繰延税金資産の回収可能性の評価は、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、当社グループの主要市場における景気低迷による受託件数の減少等の結果によって、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産を回収可能額まで取り崩す可能性があります。

## 連結財政状態計算書に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　　540,312千円

2．資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権　　9,350千円

## 連結持分変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　50,695,447株

2．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　732,960株

3．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

| 決　　議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年10月30日臨時取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 270,253 | 5 | 2025年9月30日 | 2025年12月24日 |

## 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

債権管理規程に従い、営業債権及びその他の債権、差入保証金について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。当社グループでは、主に営業債権等の償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しているものの重要性はありません。

(3) 流動性リスク管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、資金の集中管理等により適切な資金管理に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の状況を把握し、常に必要な手元資金を十分に確保しております。

(4) 市場リスク管理

当社グループが晒されているリスクは、主に為替リスク、金利リスクです。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

①為替リスク

当社グループは、外貨建の営業取引や金融取引を行っており、外国為替相場の変動リスクに晒されております。なお、為替相場の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微であり、当社グループにとって為替リスクは重要ではないと判断しているため、為替リスクの感応度分析は行っておりません。

②金利リスク

金利リスク管理

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の調達や短期的な余裕資金の運用において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。なお、市場金利の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微であり、当社グループにとって金利リスクは重要ではないと判断しているため、金利リスクの感応度分析は行っておりません。

2．金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル１からレベル３までを以下のように分類しております。

レベル１：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル２：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル３：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の期末に発生したものとして認識しております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル１とレベル２の間における振替はありません。

(2) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。

①現金及び現金同等物、並びに営業債権及びその他の債権

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

②その他の金融資産

市場性のある有価証券の公正価値は取引所の価格によっており、レベル１に

分類しております。

差入保証金については、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により測定しており、レベル２に分類しております。

定期預金、並びに預け金については、すべて短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

③営業債務及びその他の債務

これらはすべて短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

④長期借入金

元利金の合計額と、当該長期借入金(１年内返済予定長期借入金を含む)の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により測定しており、レベル２に分類しております。

(3) 金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

当連結会計年度(2026年９月30日)

(単位：千円)

| | 帳簿価額 | 公正価値<br>レベル1 | 公正価値<br>レベル2 | 公正価値<br>レベル3 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 金融資産 | | | | | |
| その他の金融資産 | | | | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | |
| 差入保証金 | 735,629 | － | 684,676 | － | 684,676 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | | |
| 投資有価証券 | 153,600 | 153,600 | － | － | 153,600 |
| 合計 | 889,229 | 153,600 | 684,676 | － | 838,276 |
| 金融負債 | | | | | |
| その他の金融負債 | | | | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定長期借入金を含む) | 5,355 | － | 5,330 | － | 5,330 |
| 合計 | 5,355 | － | 5,330 | － | 5,330 |

## 収益認識に関する注記

1．収益の分解

（単位：千円）

| | 報告セグメント | | | | その他（注）1 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | M&A仲介 | コンサルティング | オペレーティング・リース | 計 | | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 18,177,650 | － | 7,100 | 18,184,750 | － | 18,184,750 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | － | 3,806,506 | 172,690 | 3,979,197 | － | 3,979,197 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 18,177,650 | 3,806,506 | 179,790 | 22,163,947 | － | 22,163,947 |
| その他の源泉から生じる収益(注)2 | － | － | 328,831 | 328,831 | － | 328,831 |
| 外部顧客からの売上収益 | 18,177,650 | 3,806,506 | 508,621 | 22,492,778 | － | 22,492,778 |

（注）1．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2．当連結会計年度における「その他の源泉から生じる収益」には、IFRS第16号「リース」に基づき計上された航空機に係るリース収益が含まれております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　3．重要性がある会計方針（8）売上収益」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

| | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度期末残高 |
|---|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権（売掛金） | 909,370 | 921,101 |
| 契約資産 | 73,247 | 53,005 |

契約資産は、決算日までに履行義務の充足に応じて認識した収益のうち、顧客に対する請求権が未だ確定していない対価に対する権利であります。契約資産は、対価を請求する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(3) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が１年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

## １株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分　103円65銭
基本的１株当たり当期利益　78円07銭

## 重要な後発事象に関する注記

（資本準備金の額の減少）

2026年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり、2026年12月18日開催予定の第８回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に、資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

なお、本件につきましては、本株主総会において、資本準備金の額の減少に関する議案が原案どおり承認可決されること及び会社法に基づく債権者保護手続が完了していることを条件といたします。

１．資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

２．資本準備金の額の減少の要領

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金の額693,066,126円を668,066,126円減少して、25,000,000円といたします。

（２）資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

３．資本準備金の額の減少に係る日程

| | |
|---|---|
| （１）取締役会決議日 | 2026年11月13日 |
| （２）債権者異議申述公告日 | 2026年11月16日 |
| （３）債権者異議申述最終期日 | 2026年12月16日（予定） |
| （４）本株主総会決議日 | 2026年12月18日（予定） |
| （５）資本準備金の額の減少の効力発生日 | 2026年12月18日（予定） |

（多額な資金の借入）

１．連結子会社における借入の概要

当社の連結子会社である株式会社総研リースは、オペレーティング・リース商品組成に伴い、下記のとおり、資金の借入を実行いたしました。

（1）航空機JOLCO案件

| | |
|---|---|
| ①借入先の属性 | 都市銀行 |
| ②借入金額 | 27億円 |
| ③借入実行日 | 2026年10月14日 |
| ④返済日 | 2027年10月14日 |
| ⑤金利 | 変動金利 |
| ⑥担保の内容 | 該当事項はありません |
| ⑦資金使途 | 総研リースにおける商品組成のため |

（2）船舶JOLCO案件

| | | |
|---|---|---|
| ①借入先の属性 | 都市銀行 | 地方銀行 |
| ②借入金額 | 10億円 | １億円 |
| ③借入実行日 | 2026年10月21日 | 2026年10月22日 |
| ④返済日 | 2027年４月30日 | 2027年10月22日 |
| ⑤金利 | 変動金利 | |
| ⑥担保の内容 | 該当事項はありません | |
| ⑦資金使途 | 総研リースにおける商品組成のため | |

２．当社における借入の概要

当社は、2026年11月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社総研リースにおけるオペレーティング・リース商品組成に伴いグループ内のキャッシュアロケーションを適正化するため、下記のとおり、資金の借入について決議いたしました。

| | |
|---|---|
| ①借入先の属性 | 都市銀行（予定） |
| ②借入金額 | 約19億円（予定） |
| ③借入実行日 | 2026年12月中旬（予定） |
| ④借入期間 | １年間 |
| ⑤金利 | 変動金利 |
| ⑥担保の内容 | 該当事項はありません |
| ⑦資金使途 | 総研リースにおける商品組成のため |

# 貸　借　対　照　表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **4,679,174** | **流動負債** | **6,095,437** |
| 現金及び預金 | 1,143,061 | １年内返済予定の長期借入金 | 1,339,755 |
| 前払費用 | 90,649 | リース債務 | 4,644 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,900,000 | 未払金 | 44,249 |
| １年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 1,734,400 | 未払費用 | 18,168 |
| その他 | 244,029 | 未払消費税等 | 13,951 |
| 貸倒引当金 | △432,965 | 預り金 | 72,698 |
| **固定資産** | **3,051,162** | 前受収益 | 1,970 |
| **有形固定資産** | **116,411** | 短期借入金 | 1,500,000 |
| 建物 | 82,080 | 関係会社短期借入金 | 3,100,000 |
| 減価償却累計額 | △52,146 | **固定負債** | **1,672,676** |
| 建物（純額） | 29,934 | 長期借入金 | 1,664,800 |
| 工具、器具及び備品 | 145,600 | リース債務 | 7,876 |
| 減価償却累計額 | △66,723 | | |
| 工具、器具及び備品（純額） | 78,877 | **負債合計** | **7,768,114** |
| リース資産 | 10,574 | **（純資産の部）** | |
| 減価償却累計額 | △2,974 | **株主資本** | **△116,302** |
| リース資産（純額） | 7,599 | **資本金** | **50,000** |
| **無形固定資産** | **3,726** | **資本剰余金** | **693,066** |
| 商標権 | 280 | 資本準備金 | 693,066 |
| リース資産 | 3,446 | **利益剰余金** | **△859,343** |
| **投資その他の資産** | **2,931,024** | その他利益剰余金 | △859,343 |
| 投資有価証券 | 153,600 | 繰越利益剰余金 | △859,343 |
| 関係会社株式 | 408,885 | **自己株式** | **△25** |
| 出資金 | 2,254 | **新株予約権** | **43,022** |
| 関係会社長期貸付金 | 3,064,800 | **評価・換算差額等** | **35,502** |
| 長期前払費用 | 23,333 | その他有価証券評価差額金 | 35,502 |
| 差入保証金 | 645,659 | | |
| 繰延税金資産 | 32,492 | | |
| 貸倒引当金 | △1,400,000 | **純資産合計** | **△37,777** |
| **資産合計** | **7,730,337** | **負債純資産合計** | **7,730,337** |

# 損　益　計　算　書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **4,792,908** |
| **営業費用** | | **1,183,416** |
| **営業利益** | | **3,609,491** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 86,618 | |
| 受取配当金 | 1,500 | |
| 投資事業組合運用益 | 40,085 | |
| その他 | 18,391 | **146,595** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 72,652 | |
| 資金調達費用 | 12,200 | |
| その他 | 5,649 | **90,502** |
| **経常利益** | | **3,665,584** |
| **特別利益** | | |
| 新株予約権戻入益 | 33,291 | **33,291** |
| **特別損失** | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,021,836 | |
| 固定資産除却損 | 1,968 | |
| 関係会社株式評価損 | 132,061 | |
| 関係会社清算損 | 436 | **1,156,303** |
| **税引前当期純利益** | | **2,542,573** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,774 | |
| 法人税等調整額 | △5,938 | **△3,164** |
| **当期純利益** | | **2,545,738** |

# 株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 693,066 | － | 693,066 | 689,019 | 689,019 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △270,253 | △270,253 |
| 当期純利益 | | | | | 2,545,738 | 2,545,738 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △467,779 | △467,779 | | |
| 自己株式の消却 | | | △3,356,067 | △3,356,067 | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 3,823,847 | 3,823,847 | △3,823,847 | △3,823,847 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | △1,548,362 | △1,548,362 |
| 当期末残高 | 50,000 | 693,066 | － | 693,066 | △859,343 | △859,343 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | △75,250 | 1,356,835 | － | 51,484 | 1,408,319 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △270,253 | | | △270,253 |
| 当期純利益 | | 2,545,738 | | | 2,545,738 |
| 自己株式の取得 | △3,800,044 | △3,800,044 | | | △3,800,044 |
| 自己株式の処分 | 519,202 | 51,422 | | | 51,422 |
| 自己株式の消却 | 3,356,067 | | | | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | 35,502 | △8,462 | 27,040 |
| 当期変動額合計 | 75,225 | △1,473,137 | 35,502 | △8,462 | △1,446,097 |
| 当期末残高 | △25 | △116,302 | 35,502 | 43,022 | △37,777 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | １～15年 |
| 工具、器具及び備品 | １～15年 |

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。受取配当金については、配当の効力発生日において収益を認識しております。

## 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関連）

前事業年度において、独立掲記していた「預け金」（前事業年度788,430千円）は金額的重要性が低下したため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。

（損益計算書関連）

前事業年度において、独立掲記していた「事務所移転費用」（前事業年度6,576千円）及び「自己株式取得費用」（前事業年度4,024千円）は金額的重要性が低下したため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

## 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した金額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 関係会社株式 | 408,885 千円 |
| 未収利息 | 32,965 千円 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,900,000 千円 |
| １年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 1,734,400 千円 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,064,800 千円 |

関係会社株式は、市場価格のない株式として取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、各社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理を行うこととしております。また、関係会社長期貸付金については、各社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、個別に回収不能見込額を見積り、貸倒引当金を計上する方針としております。

当事業年度においては、子会社であった株式会社資産運用コンサルティングが解散及び清算をしたことから、解散の決議時点において132,061千円の関係会社株式評価損、清算の結了時点において436千円の関係会社清算損を計上しております。また、子会社である株式会社クオンツ・コンサルティングにおいて、債務超過の状態

が継続し、返済の目途が当初想定よりも長期化する見込みとなったことから、同社に対する貸付金について1,021,836千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末において1,832,965千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、当該見積りは将来の予測不能な市場環境の変化などによって事業計画の見直しが必要となった場合には、翌事業年度において関係会社株式の減損処理及び貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 未収入金 | 156,884千円 |
| 立替金 | 28,273千円 |
| 未収利息 | 32,965千円 |
| 未払金 | 4,092千円 |
| 未払費用 | 17,937千円 |
| 預り金 | 69,300千円 |
| 前受収益 | 1,970千円 |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引 | |
| 営業収益 | 4,792,908千円 |
| 営業費用 | 3,600千円 |
| 営業取引以外の収益 | 92,613千円 |
| 営業取引以外の費用 | 17,937千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　23株

## 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 株式報酬費用 | 14,915千円 |
| 減価償却費超過額 | 12,297〃 |
| 繰延資産償却超過額 | 1,006〃 |
| 前払費用 | 5,867〃 |
| 資産除去債務 | 31,647〃 |
| 税務上の繰越欠損金 | 16,864〃 |
| 貸倒引当金 | 649,419〃 |
| 関係会社株式評価損 | 159,434〃 |
| その他 | 136〃 |
| 繰延税金資産小計 | 891,590千円 |
| 評価性引当額 | △837,420〃 |
| 繰延税金資産合計 | 54,170千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △19,480千円 |
| その他 | △2,197〃 |
| 繰延税金負債合計 | △21,677千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 32,492千円 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 34.6% |
| （調整） | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △49.0 |
| 評価性引当額の増減 | 14.5 |
| その他 | △0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △0.1% |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社M&A総合研究所 | 所有直接100% | 役員の兼任 | 経営指導料(注)1 | 1,045,174 | 未収入金 | 139,824 |
| | | | | 資金の借入(注)2 | 3,100,000 | 関係会社短期借入金 | 3,100,000 |
| 子会社 | 株式会社資産運用コンサルティング | 所有直接100% | 役員の兼任 | 残余財産の分配(注)3 | 167,938 | ― | ― |
| 子会社 | 株式会社クオンツ・コンサルティング | 所有直接100% | 役員の兼任 | 資金の貸付(注)4 | 1,000,000 | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 400,000 |
| | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 1,400,000 |
| 子会社 | 株式会社総研リース | 所有直接100% | 役員の兼任 | 資金の貸付(注)4 | 5,900,000 | 関係会社短期貸付金 | 1,900,000 |
| | | | | | | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 1,334,400 |
| | | | | 資金の返済 | 1,000,800 | 関係会社長期貸付金 | 1,664,800 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．経営指導料は、役務提供に対する費用等を総合的に勘案して決定しております。

2．資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3．清算結了に伴い、残余財産の分配を受領したものであります。同社の清算に伴い、関係会社株式評価損132,061千円、関係会社清算損436千円を特別損失に計上しております。

4．資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 | △1円59銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 48円10銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

株式会社クオンツ総研ホールディングス
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 齋　藤　勝　彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊　藤　健　一 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クオンツ総研ホールディングスの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社クオンツ総研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の完全子会社である株式会社総研リースは、オペレーティング・リース商品組成に伴う資金調達のため、2026年10月14日、21日及び22日に資金の借入を実行した。また、会社は、2026年11月20日開催の取締役会において、会社の完全子会社である株式会社総研リースにおけるリース商品組成に伴うグループ内のキャッシュアロケーションを適正化するため、資金の借入を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

株式会社クオンツ総研ホールディングス
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 齋　藤　勝　彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊　藤　健　一 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クオンツ総研ホールディングスの2025年10月1日から2026年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年11月20日開催の取締役会において、会社の完全子会社である株式会社総研リースにおけるリース商品組成に伴うグループ内のキャッシュアロケーションを適正化するため、資金の借入を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月25日

株式会社クオンツ総研ホールディングス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岡　本　尚　樹　㊞

監査役（社外監査役）　東　　陽　亮　㊞

監査役（社外監査役）　熊　澤　　誠　㊞

以　上